

三野地区はねっと推進會會則

(名称及び事務局)

第1条 この會は、三野地区はねっと推進會（以下「本會」という。）と稱し、事務局を三好市社会福祉協議會三野支所に置く。

(目的)

第2条 本會は、地域福祉推進の視点から、共同募金配分金等の活用による地区の見守り活動やサロン等の地域福祉活動をとおして「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の推進を目的とする。

(組織)

第3条 本會は、三好市社会福祉協議會三野支所會費・善意銀行運営委員會の組織をもって構成する。

2 本會に會長1名及び副會長1名並びに監事2名を置く。

3 會長及び副會長については、支所會費・善意銀行運営委員會の委員長・副委員長をもって充てる。

4 監事2名は委員の互選により選出する。

5 會長は、本會を代表し、會務を総括する。

6 副會長は、會長を補佐し、會長に事故ある時は副會長がその職務を代行する。

7 監事は、會務及び會計を監査する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(會議)

第5条 本會の會議は、總會とする。

2 會議は、會長がこれを招集し議長となる

3 必要に応じて臨時總會を開催することができる。

(審議事項)

第6条 總會は、次にあげる事項を審議する。

2 助成金の運用、取り扱いに関すること

3 その他、本會に必要な事項

(細則)

第7条 この會則に定めのない事項が発生した場合は、その都度会で定める。

(會則の改廢)

第8条 この會則の改廢は、總會出席者の過半数の同意により決定する。

(附則)

この會則は、平成25年10月1日から施行するものとする。

一部改正 平成29年7月10日

一部改正 平成30年7月12日